


所管部課	子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市次世代育成支援対策等推進本部設置要綱を廃止する 訓令について		区分		
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>市における次世代育成支援対策の総合的な推進を図るため、平成16年度に当該要綱を制定し、平成17年度及び21年度に策定した「東大和市次世代育成支援計画」に基づき、施策を推進してきたが、東大和市次世代育成支援計画の計画期間が平成26年度で終了し、今年度で推進本部の所掌事務が終了したため、本要綱を廃止するものである。</p> <p>(1) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(2) 影響及び効果 子ども・子育てに関する計画としては、平成26年度に策定した「東大和市子ども・子育て支援事業計画」に、審議会としては平成26年度に設置した「東大和市子ども・子育て支援会議」にそれぞれ引き継ぐこととする。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成27年3月 東大和市次世代育成支援計画 (後期) 計画期間の終了 平成27年12月 平成26年度実施状況報告書の公表 (所掌事務の終了)</p> <p>訓令の案文は、文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに事務手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。